

# 農地の無断転用は 農地法違反です



農地(田・畑・採草放牧地)は、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」および「農地法」により転用が厳しく制限されています。**農地以外(住宅・駐車場・倉庫等)にする場合は、所有している農地であっても転用の手続き等をする必要があります。**

許可を得ないまま着手した場合は、工事の中止はもちろん、農地への原状回復命令を受ける場合もあります。また、法律の規定により、違反転用者には所有者を含めて厳しい罰則が適用されます。

農地法の  
罰則

3年以下の  
懲役

または

300万円以下の罰金  
(法人は1億円以下の罰金)

## 農地以外に転用したいと思ったら

### 町農政課(美郷町役場第2庁舎1階)にて農振法の区域確認

農振法による農用地区域に指定されている場合は、除外申請の手続き(農振除外)が必要です。農用地区域とは、農業振興地域整備計画で農業振興を図るべき土地として指定された土地のことをいいます。



- ・申請受付は4月と10月の年2回です。
- ・除外手続き完了には通常4カ月半から6カ月間を要します。

## 農振除外が完了したら

### 町農業委員会事務局(美郷町役場第2庁舎1階)にて農地転用手続き

- ・自分名義の農地を農地以外にする場合(農地法第4条)
- ・他人名義の農地を購入または借用して農地以外にする場合(農地法第5条)



- ・申請受付は毎月20日までです。
- ・翌月10日ごろに開催される町農業委員会で審査し、許可の可否が決定されます。  
※転用内容によっては県農業会議での審査も必要となります。  
(申請月の翌月末に開催されます)

農地転用には時間を要しますのでお早めにご相談ください

問●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908  
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

## 6月30日(火)は町県民税(1期・一括)の納期限です

各税の納期限  
(口座振替日)

項目	期 別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	1期・一括	6月30日(火)
軽自動車税	全期	6月 1日(月)
固定資産税	1期・一括	6月 1日(月)

**!** 納め忘れがないか  
ご確認ください!

### 町県民税(普通徴収)の 減免申請期限は6月23日(火)です

生活困窮等に該当する方は減免の対象となる場合がありますので町税務課までお問い合わせください。また、失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合も、町税務課までお早めにご相談ください。

※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。

※減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

### ■納付忘れを防ぐためにも口座振替が便利です

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料 ⑧学校給食費 ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

### 口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 北都銀行 ○秋田銀行 ○羽後信用金庫  
○JA秋田おばこ ○JA秋田ふるさと ○ゆうちょ銀行  
※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

総 務 課

## 「ご意見はがき」をご利用ください

町では、町民の皆さまの町政に対するご意見やご要望をお聞きするため、行政座談会「やまびこ座談会」の開催やご意見箱「みさとミミーちゃん」の設置、ホームページから町へのメールなど、さまざまな広聴活動を行っています。これらの一環として、広報美郷へ年3回(6月、10月、2月)、

「ご意見はがき」を折り込んでいます。「ご意見はがき」で寄せられたご意見等に対し、町からの回答が必要な場合は、差出人氏名、住所等をご記入ください。なお、こちらのはがきは、ご意見だけでなく、文芸美郷への応募等にも利用できますのでぜひご活用ください。

問 町総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111

生涯学習課

## 美郷町北体育館の床改修に伴う工事のお知らせ

美郷町北体育館は床の改修工事を行うため、9月まで使用できません。皆さまにはたいへんご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

商工観光交流課

## 商店等が連携して行う取り組みを補助します

町内の商店や団体等が連携して行う、商店街の活性化や魅力あるまちづくりに向けた取り組みに対し、経費の一部を補助します。

**対象団体** ●3事業所以上で構成する団体

※同業種のみで構成される団体は対象外

**補助金額** ●事業費の3分の2の額(上限額20万円)

※まちなかエリア内で実施する事業は上限額30万円

**対象経費** ●下記の対象事業に要する経費(飲食代や事業のすべてを委託する場合は除く)

**対象事業** ●次のいずれかに該当する事業

- ①町内消費者に対する一層の利便性向上のための事業  
②消費者の購買意欲や来町意欲を喚起する事業  
③共同で行う担い手人材の発掘・育成のための事業  
④共同で行う販路開拓や宣伝活動のための事業

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909